

国指定最上川河口鳥獣保護区指定計画書
(案)

平成 年 月 日
環 境 省

1 指針

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

最上川河口鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

山形県酒田市所在最上川右岸堤防法線と国道7号線両羽橋の下流部直下との交点を起点とし、同所から同道を南西に進み京田川左岸堤防法線との交点に至り、同所から同法線を北西に進み、市道飯森山1号線との交点に至り、同所から同道を南西に進み、試田農道との交点に至り、同所から同道を南進し、市道坂野辺新田1号線との交点に至り、同所から同道を西進し県道宮野浦坂野辺新田線との交点に至り、同所から同道を北進し国道112号線の交点に至り、同所から同道を北東に進み、市道高見台宮野浦線との交点に至り、同所から同道を北西に進み、市道宮野浦19号線との交点に至り、同所からさらに市道高見台宮野浦線を南西に進み、市道宮野浦緑ヶ丘二丁目線の交点に至り、同所から同道を南西に進み、国道112号線の交点に至り、同所から同道を南西に進み、庄内空港との境界に至り、左周りにて同空港境界線を南進し、国道112号線との交点に至り、同国道を南進し、同市と同県鶴岡市の境界との交点に至り、同境界を西進し最大高潮時海岸線（以下「海岸線」という。）との交点に至り、同所から同海岸線を北進し酒田港北防波堤灯台を中心とした半径1,000メートルの円との交点に至り、同所から同円上を右回りに進み浚渫土埋立護岸に至り、同所から同護岸を左回りに進み、同海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を南進し港橋に至り、同所から同海岸線を南西に進み最上川右岸と酒田港入船町物揚場を結ぶ水路との交点に至り、同所から同水路を西進し最上川右岸堤防法線との交点に至り、同所から同法線を南東に進み起点に至る線により囲まれた区域

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで（10年間）

(4) 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

国指定鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、山形県酒田市に位置し、最上川河口及び赤川河口部並びに両河川から運ばれる土砂によって形成された海岸砂丘からなっている。河口付近には砂嘴が形成されているほか、ヨシ、オギ等の水生植物群落がある。また、海岸砂丘にはハマニンニク群落などの砂丘植物のほか、飛砂防止のためのクロマツの植林地が広がっている。なお、当該区域の背後は、庄内平野の水田地帯となっている。

このような自然環境を反映し、河口部はガン・カモ類及びハクチョウ類の国内最大級の渡来地であり、特に、オオハクチョウは毎年5,000羽以上の越冬が確認されている。また、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 - レッドデータブック - 鳥類」(環境省編)に記載された絶滅危惧 A 類のクロツラヘラサギ、絶滅危惧 B 類のオジロワシ及びヘラシギ並びに絶滅危惧 類のコクガン、ヒシクイ、トモエガモ、オオワシ、オオタカ、チュウヒ及びハヤブサの生息も確認されている。

このように、当該区域はオオハクチョウをはじめ多くの渡り鳥の越冬地、休息地及び採餌の場として利用されていることから、当該区域を集団渡来地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥の保護を図るものである。

管理方針

- ・鳥類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。
- ・鳥類の生息を脅かすような不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場巡視及び関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

2 国指定鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 1,537 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野	5 4 9	h a
農耕地	1 3 5	h a
水 面	4 9 0	h a
その他	3 6 3	h a

イ 所有者別内訳

国有地	4 1 3	h a							
国有林	林野庁所管	4 1 3	h a	制限林	3 1 0	h a	保安林	3 1 0	h a
				普通林			砂防指定地		
	文部科学省所管	-	h a	その他	-	h a			
国有林以外の国有地	-	h a							
地方公共団体有地	2 2	h a		都道府県有地		h a			
私有地等	6 1 2	h a		市町村有地等	2 2	h a			
公有水面	4 9 0	h a							

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域	-	h a
自然環境保全地域特別地区	-	h a
自然環境保全地域普通地区	-	h a
自然公園法による地域	5 8 4	h a
特別保護地区	-	h a

特別地域	-	h a
普通地域	5 8 4	h a
文化財保護法による地域	-	h a

3 指定する区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、山形県酒田市に位置し、最上川の河口及び赤川河口並びに両河川から運ばれる土砂によって形成された海岸砂丘からなっている。

イ 地形、地質等

当該区域は、山形県と福島県県境にある西吾妻連峰の北麓を源流にして米沢盆地などを経て日本海に注ぐ最上川及び月山等を源流とする赤川の長年の氾濫等によって形成された庄内平野と、その海岸に北西の季節風に伴う波浪によって押し返された海岸砂丘からなっている。

ウ 植物相の概要

当該区域は、最上川河口付近がヨシ・オギ群落、沿岸部が不安定砂丘及び砂丘部にハマニンニク・コウボウムギ群落及びその背後のクロマツの植林地が広がっている。

特に、最上川中州では、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 - レッドデータブック - 植物」(環境省編)に記載された絶滅危惧 類のタコノアシの生育が確認され、河口部から海岸砂丘部では絶滅危惧 類のノダイオウの生育も確認されている。

また、クロマツ植林地は江戸時代から築かれてきた砂防林である。

エ 動物相の概要

当該区域は、鳥類では51科250種が確認されており、特に近年約8,000羽のハクチョウ類及びコクガン、ヒシクイ等の約30,000羽のガン・カモ類が越冬している。

一方海岸クロマツ植林地には、冬期にオオワシ、オジロワシ、またオオタカ、ノスリ等の猛禽類の生息が確認されている。

獣類では、アカネズミ、ノウサギ、タヌキ等16種の哺乳類の生息が確認され、両生類では、イモリ等10種、爬虫類では、ヤモリ等5種、魚介類では、ウグイ、マハゼ、ニゴイ、ウケクチウグイ等28種が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

当該区域内において農林水産物への鳥獣による被害は生じていない。

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 国指定鳥獣保護区の維持管理に関する事項

鳥獣保護区用制札	10	本
案内板	3	基

ア 鳥類

目	科	種または亜種	種の指定等
アビ	アビ	アビ オオハム シロエリオオハム	
カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ ハジロカイツブリ ミミカイツブリ アカエリカイツブリ カンムリカイツブリ	
ミズナギドリ	ウミツバメ	ハイイロウミツバメ コシジロウミツバメ	
ペリカン	ウ	カワウ ウミウ ヒメウ	
コウノトリ	サギ	ヨシゴイ ゴイサギ ササゴイ アマサギ ダイサギ チュウサギ コサギ カラシラサギ クロサギ アオサギ	NT DD
	コウノトリ	コウノトリ	国天、国内、CR
	トキ	ヘラサギ クロツラヘラサギ	DD CR
カモ	カモ	<u>コクガン</u>	国天、VU
		マガン	NT
		カリガネ	
		<u>ヒシクイ</u>	国天、VU
		ハクガン	DD
		サカツラガン	DD
		コブハクチョウ	
		オオハクチョウ	
		コハクチョウ	
		アカツクシガモ	DD
		<u>ツクシガモ</u>	EN
		オシドリ	
		マガモ	
		カルガモ	
		コガモ	
		<u>トモエガモ</u>	VU
		ヨシガモ	
オカヨシガモ			
ヒドリガモ			
アメリカヒドリ			
オナガガモ			
シマアジ			
ハシビロガモ			
ホシハジロ			

		キンクロハジロ スズガモ コスズガモ クロガモ ピロードキンクロ シノリガモ コオリガモ	
カモ	カモ	ホオジロガモ ミコアイサ ウミアイサ カワアイサ	
タカ	タカ	ミサゴ ハチクマ トビ <u>オジロワシ</u> <u>オオワシ</u> <u>オオタカ</u> ハイタカ ケアシノスリ ノスリ サシバ ハイイロチュウヒ チュウヒ	NT NT 国天、国内、EN 国内、VU 国内、VU NT VU
	ハヤブサ	<u>ハヤブサ</u> コチョウゲンボウ チョウゲンボウ	VU 国内、VU
キジ	キジ	ウズラ ヤマドリ キジ	
ツル	ツル	<u>タンチョウ</u> ナベツル	国天、国内、VU 国天、国内、VU
	クイナ	クイナ ヒクイナ バン オオバン	
チドリ	ミヤコドリ	ミヤコドリ	
	チドリ	コチドリ イカルチドリ シロチドリ メダイチドリ オオメダイチドリ ムナグロ ダイゼン ケリ タゲリ	
	シギ	キョウジョシギ トウネン ヒバリシギ オジロトウネン ヒメウズラシギ ウズラシギ ハマシギ オバシギ ミユビシギ <u>ヘラシギ</u>	EN

		エリヤマシギ ツルシギ コアオアシシギ アオアシシギ クサシギ タカブシギ キアシシギ イソシギ ソリハシシギ オグロシギ オオソリハシシギ ダイシャクシギ ホウロクシギ	VU
チドリ	シギ	チュウシャクシギ ハルビツウシャクシギ コシャクシギ ヤマシギ タシギ オオジシギ	CR NT
	セイタカシギ	セイタカシギ	EN
	ヒレアシシギ	アヒレアシシギ	
	ツバメチドリ	ツバメチドリ	VU
	カモメ	ユリカモメ セグロカモメ オオセグロカモメ ワシカモメ シロカモメ カモメ ウミネコ ミツユビカモメ ハシロハラアジサシ クロハラアジサシ アジサシ コシジロアジサシ コアジサシ	国際、VU
	ウミスズメ	ウミガラス ハシブトウミガラス ウミスズメ ウトウ	国内、CR CR
ハト	サケイ	サケイ	
	ハト	キジバト	
カッコウ	カッコウ	カッコウ ツツドリ ホトトギス	
フクロウ	フクロウ	シロフクロウ トラフズク コミミズク アオバズク フクロウ	
ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	
アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ アマツバメ	
ブッポウソウ	カワセミ	ヤマセミ カワセミ	
キツツキ	キツツキ	アリスイ	

		アオゲラ アカゲラ コゲラ	
スズメ	ヒバリ	ヒバリ	
	ツバメ	ショウドウツバメ ツバメ コシアカツバメ イワツバメ	
	セキレイ	キセキレイ ハクセキレイ セグロセキレイ ピンズイ タヒバリ	
	サンショウクイ	サンショウクイ	VU
	ヒヨドリ	ヒヨドリ	
	モズ	チゴモズ モズ アカモズ	VU NT
	レンジャク	キレンジャク ヒレンジャク	
	カワガラス	カワガラス	
	ミソサザイ	ミソサザイ	
	ツグミ	シマゴマ ノゴマ ジュウビタキ ノビタキ ハシグロヒタキ イソヒヨドリ トラツグミ クロツグミ アカハラ シロハラ マミチャジナイ ツグミ	
	ウグイス	ヤブサメ ウグイス シマセンニュウ コヨシキリ オオヨシキリ メボソムシクイ エゾムシクイ センダイムシクイ ククイタダキ セッカ	
	ヒタキ	キビタキ オオルリ サメビタキ コサメビタキ	
	カササギヒタキ	サンコウチョウ	
	エナガ	エナガ	
	シジュウカラ	コガラ ヒガラ ヤマガラ シジュウカラ	
	ゴジュウカラ	ゴジュウカラ	

	メジロ ホオジロ	メジロ ホオジロ コジュリン ホオアカ カシラダカ ミヤマホオジロ シマアオジ シマノジコ ノジコ アオジ クロジ オオジュリン ツメナガホオジロ ユキホオジロ	VU NT NT
スズメ	アトリ	アトリ カワラヒワ マヒワ ベニヒワ ハギマシコ オオマシコ イスカ ベニマシコ ウソ イカル シメ ニュウナイスズメ スズメ	
	ハタオリドリ		
	ムクドリ	コムクドリ ムクドリ	
	カラス	カケス オナガ コクマルガラス ミヤマガラス ハシボソガラス ハシブトガラス	
計		250種	

イ 獣類

目	科	種または亜種	種の指定等
モグラ	トガリネズミ	ジネズミ	
	モグラ	ホンシュウヒミズ アズマモグラ コモグラ	
コウモリ	ヒナコウモリ	アブラコウモリ	
ネコ	イヌ	ホンドタヌキ ホンドキツネ	
	イタチ	ホンドテン ホンドイタチ	
ネズミ	リス	ニホンリス	
	ネズミ	トウホクヤチネズミ ハタネズミ アカネズミ ヒメネズミ ニホンドブネズミ	
ウサギ	ウサギ	トウホクノウサギ	
計		16種	

(注)

- 1 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(平成14年7月、環境省自然環境局野生生物課)に拠る
- 2 種の指定等の要件は次のとおりである。
 - 国天：国指定天然記念物
 - レッドデ-タブック(平成14年環境省)
 - CR：絶滅危惧 A類、EN：絶滅危惧 B類、VU：絶滅危惧 類、
 - NT：準絶滅危惧種、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
 - 国内：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
 - 国際：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
- 3 印は、一般的にみられる鳥獣。アンダ-ラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号により、特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣

